

辰巳ダムに関する意見交換会の要約と再問題提起

[雨量・洪水量問題]

1. 辰巳ダム計画の降雨量と洪水量について(中 登史紀)

質問等の事前通告の項目	県が意見交換会でいった回答	中が意見交換会で述べた意見および【再問題提起】
(1)洪水量の決定法に問題がある		
実際のデータによる降雨波形数が少ないのではないかと(国の基準は10ケースであるが4ケースしかない)	2日雨量140mm以上かつ時間雨量30mm以上の豪雨を6降雨選定。計画降雨の3要素(時間分布、パターン、地域分布)を満足するものを4降雨選定した。結果として4降雨になった。(高野)	選択した降雨波形数が少なすぎる。 【再】吟味した結果が4ケースというのであれば、その4ケースを再吟味する。(添付-1)
洪水量のバラツキが大きいのではないかと	総降雨量が同じでも降り方によって洪水量が異なるのでバラツキがあるのは当然と考えている。(高野)	バラツキが大きすぎる。 【再】バラツキが大きいということは解析手法に問題がある。(添付-2)
実際のデータによるのではなく計画ハイトにもとづいて出水量を決めたのはなぜか?	(前方型、中央型に)計画上、後方型も加える必要があり(米田)いくつかの条件をつくって代表的なものに代表させたということ。(高野)	「計画ハイト」は実際のデータに依らず、作られたものである。 【再】県の判断で加えられた計画ハイトの問題点を指摘する。(添付-3)
(2)1時間最大雨量92mmの根拠を示していただきたい。		
データ数が少ないのではないかと(2日雨量強度は62)	金沢気象台の昭和15年から48年のデータを適切な統計処理したものである(高野)	データが少ないので信頼度は劣る。昭和15年から平成10年までの59年間のデータを用いれば、84mm/hrとなる。
決定のための解法数が少ないのはなぜか?(2日雨量強度は3)	計画上の観点から安全側となるトーマス法による解析値を採用している。(高野)	2日雨量強度は3手法を使用して検討しているが、時間雨量強度は1手法だけで決定している。
県が依拠した34年間のデータを使うと、適切に計算すると92mmではなく95mmになるはずであるが、どうして92mmとしたのか?	上位10個の最小自乗法で求めた。「基準」による。	【再】「基準」の記述を確認したい。34年間のデータを最小自乗法で求める場合と上位10個で求める場合との意味の違いは何か。
第2回公共事業評価監視委員会において、県河川開発課は「新潟県で1時間97ミルが降ったので犀川流域でも同様の雨が降る可能性がある」「栃木県的那須地域で70ミルを超える雨が2時間続いたので、犀川水系でも降ると考えられる」と説明した。新潟県や栃木県の降雨の事例が『犀川水系辰巳ダム治水計画説明書』でしめされている辰巳ダムの治水計画とどのように関係するのか?	全国事例から降りうる可能性のある降雨であることを示すために説明した。	技術的に(辰巳ダム計画に)関係ない。
(3)データを流用する計画手法は誤りである		【再】データを流用するということは何を意味するか?(添付-4)県はティーセン分割法の意味を理解していない。(添付-5)データの流用を正当化すると犀川大橋地点で2,400m ³ /sが有力な答となる!(添付-6)
昭和27年6月30日のケースでは、犀川ダム地点のデータがないので、金	当時の犀川ダム地点において時間雨量資料が得られないため、金沢地方	湯涌のデータがあったはずであるが、使用しなかったのはおかしい。

<p>沢地点のデータを使用して計算し、県は計画手法上、問題はないと説明している。気象現象は地域特有のものであり、データの流用はこの自然現象を無視するものであり、重大な過失を招くと考えられるが問題はないか？</p>	<p>気象台の降雨資料を使用したものであり、計画手法上問題はない。(高野)</p>	<p>データの流用は降雨の空間的、時間的変動を無視するもので実態にあわない。昭和 53 年から平成 10 年までの 21 年間のデータを加えて再検討すべきである。 【再】データはある！昭和 27 年型降雨で、鶴来地点のデータがなかったので内尾のデータをしようしたのに対して、犀川ダム地点のデータがなかったが湯涌のデータがあるのに使用しなかった理由はなぜか。(添付 - 7)</p>
<p>もし、このような計画手法が問題ないとして、多用されているとすれば、河川行政そのものが懸念される。浅野川、伏見川、森本川の計画では、データの流用が行われているのか？</p>	<p>県では大野川水系の治水計画を検討中である。浅野川、森下川についてはこの中で検討していきたい。伏見川については金沢地方気象台のデータを利用している。(県の回答)</p>	
<p>もし、このようなデータの流用が妥当とすれば、浅野川、伏見川、森本川の上流にも 92mm の雨を想定することになると思うが、そのような計画をしているのか？</p>	<p>河川の重要度に重視するなどで定め、伏見川は犀川と同等の計画にはなっていない。浅野川、森下川は大野川水系の治水計画の中で検討する。(県の回答)</p>	
<p>(4)何を根拠に引き伸ばし倍率 2.5 倍としたのか地域固有の気象現象からはずれないように、引き伸ばし倍率をおおむね 2 倍とするように『建設省河川砂防技術基準(案)』ではなっているが、なぜ 2.5 倍としたのか？</p>	<p>「基準」の主旨は 3 要素を満足することが選定条件であり 2 倍程度は目安である。2.5 倍は「基準」の主旨を満たしていると考えられる。(県の回答)</p>	<p>よくある 37,30mm の雨が 90,74mm の雨に化けている。常識的にもおかしい。 【再】引き伸ばし率を 2.5 倍にすることの意味を技術的に吟味する！(添付 - 8)</p>
<p>(5)金沢を洪水から守るために必要な検討が抜けている『計画説明書』3 ページであげている「主要な洪水と被害」8 ケスのうちの 5 ケスを棄却しているが、少なくとも 8 ケスすべてにおいて検討すべきではないか？ケスの取捨選択の合理的な理由があるのなら説明していただきたい。</p>	<p>過去に被害をもたらした主な 8 洪水について検討。2 日雨量 140mm 以上かつ時間雨量 30mm 以上を目安に 6 パターンを選定。引き伸ばし後の時間・地域分布の著しい偏り等を目安に 8 パターンを選定。</p>	<p>未曾有の被害をもたらした昭和 28 年 8 月豪雨、昭和 36 年 9 月室戸台風豪雨を棄却するのはおかしい。 【再】未曾有の洪水を引き起こした降雨パターンの検討が抜けている！「基準」の解説に照らして間違っている。(添付 - 9)</p>

注：「基準」は「建設省河川砂防技術基準(案)」をいう。

(添付 - 1)は「添付資料 - 1」をいう。